

七ヶ浜町後援名義使用承認事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、七ヶ浜町（以下「町」という。）の名義使用等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 後援とは、町の後援のみとし、団体等の実施する事業に単に名義的に参加することをいう。
- (2) 共催とは、事業の企画又は運営に参画し、協同主催者としての責任の一部を負担することをいう。
- (3) 名義使用とは、町の後援又は共済の名義を使用することをいう。

(決定区分)

第3条 名義使用の承認は、必要に応じ関係課長の合議を経て、副町長が決定するものとする。

(使用承認の基準)

第4条 名義使用承認の基準は、次の各号によるものとする。

- (1) 事業の内容は、次に掲げるとおりであること。
 - ア 公益性があり、住民福祉の向上に寄与するもので、営利を目的とせず、宗教活動又は政治活動に当たらないもの
 - イ 町の政策に合致するもの
 - ウ 事業規模が、町名義の使用にふさわしいもの
 - エ 講習会等にあっては、その講師が、事業目的に真に適当な者であること。
 - オ 公衆衛生、災害防止について、十分な設備及び措置が講じられていること。
- (2) 主催者は、次に掲げるもの（宗教的団体及び政治的団体を除く。）のいずれかであること。
 - ア 官公庁
 - イ 公益法人、公共的団体及びこれらに準ずる団体
 - ウ その他の団体で、主催者の存在、基礎が明確であり事業遂行能力が十分であると判断されるもの
- (3) 過去に名義の使用承認を受けた者については、事業実績報告書等の義務を履行していること。

(承認申請書の提出)

第5条 町の名義使用を申請する場合は、あらかじめ後援名義使用申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、事業開始の1月前までに町に提出して承認を受けなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 予算書（入場料等を徴収するときに限る。）

(3) 広報原稿

(4) 役員及び事業関係者等の身分を証明するもの

(5) その他、町が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、町が主催者の活動内容及び役員の構成並びに名義使用を受けようとする事業の内容等をあらかじめ把握している場合で、かつ、町が特に認めたときは、書類の全部又は一部を省略することができる。

(申請の承認)

第6条 町は、前条の規定による申請の内容が第4条の基準に該当すると認めたときは、次の各号の条件を付して承認し、申請者に後援名義使用承認書(様式第2号)を交付するものとする。

(1) 名義使用は、申請された事業についてのみ承認する。

(2) 名義使用期間は、承認した日から承認に係る事業の終了までとする。

(3) 入場料、その他これに類するものを徴しないこと。ただし、当該事業の運営に係る経費のみに充てるもので、特に必要と認められるものはこの限りでない。

(4) 町は、事務及び経費の負担を一切負わない。

(5) 広告、パンフレット、その他印刷物等を作成する場合は、事前にその内容を提出すること。

(6) 事故防止、救護体制等について十分に留意すること。

(7) 町は、事故等が発生した場合の責任を一切負わない。

(8) 名義使用に係る事業の終了後、速やかに報告書を提出すること。

(申請事項の変更届)

第7条 名義使用を承認された者(以下「承認を受けた者」という。)は、申請書に記載した事項に変更が生じた場合は後援名義使用承認事項変更届出書(様式第3号)を速やかに町に提出しなければならない。

(名義使用の取消し)

第8条 承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当した場合は、後援名義使用取消通知書(第4号様式)により名義使用の承認を取り消すものとする。

(1) 承認を受けた者から取消しの申出があったとき。

(2) 名義使用の承認を受けた者又は事業が、第4条に該当しなくなったと認められるとき。

(3) 承認を受けた者が第6条各号の条件を遵守しないと認められるとき。

2 前項第1号の場合は、承認を受けた者は理由を付した文書を町に提出するものとする。

3 町は、取消しによって生じた損害等について一切の責任を負わないものとする。

(実績報告)

第9条 承認を受けた者が名義使用の承認を受けた事業を終了したときは、1月以内に後援事業実績報告書（様式第5号）に必要書類を添付し町に報告するものとする。この場合においては、第5条第2項の規定を準用する。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は副町長が定める。

附 則

この要領は、平成19年7月1日から施行する。